

## 浜松市消防交通安全要綱

平成12年3月31日 浜消達 第 45号

改正 平成15年5月27日 浜消達 第 79号(い)

平成16年3月12日 浜消達 第 28号(う)

平成17年6月28日 浜消達 第 88号(え)

平成19年4月 2日 浜消達 第 57号(お)

平成20年3月28日 浜消達 第238号(か)

平成21年1月 5日 浜消達 第144号(き)

平成24年4月24日 浜消局達第 28号(く)

平成28年2月 1日 浜消局達第177号(け)

### 1章 総則

### 2章 公用車の運転

### 3章 公用車の事故処理

### 4章 交通安全対策会議

### 5章 雑則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)及び道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)に定めがあるもののほか、交通安全の推進を図るため、必要な事項を定める。

##### (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。(く)

(1) 自動車等 道交法第2条第1項第9号から第11号までに規定する自動車と、原動機付自転車及び軽車両をいう。

(2) 公用車 浜松市消防局の所管に属する自動車等及び浜松市車両管理規程(平成19年浜松市訓令甲第25号)に規定する市が所有する自動車等並びにその他の公共機関が所有する自動車等で借用等により消防職員が運転する自動車等をいう。(く)

(3) 私用車 浜松市職員の私用車の公務使用に関する要綱(平成13年4月1日施行。以下「私用車要綱」という。)第2条第1項第3号に規定する自動車等をいう。(く)

(4) 安全運転管理者 道交法第74条の3第1項に規定する者をいう。(く)

##### (安全教育)

第3条 所属長は、交通事故を防止するために、所属職員に安全教育を行い、周知徹底しなければならない。

(安全運転管理者の選任)

第4条 道交法第74条の3第1項に基づき、該当する消防施設(自動車5台以上が配備されている施設等)について、次により安全運転管理者を消防長が選任するものとする。

(か)(き)(く)

(1) 消防局 警防課長補佐(く)

(2) 消防署 副署長(く)

(3) 前2号以外の消防施設 出張所長(く)

(安全運転責任者の選任)

第5条 安全運転管理者の選任が必要のない消防施設に、安全運転責任者を置く。(え)(く)

2 安全運転責任者は、消防施設の長をもって充てる。(え)

(安全運転管理者の責務)

第6条 安全運転管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。(く)

(1) 道交法第74条の3第2項に規定する業務(く)

(2) 交通事故処理に関する業務(く)

(3) その他所属長の指定する業務(く)

(安全運転責任者の責務)

第7条 安全運転責任者は、安全運転管理者の指示を受け、安全運転に関する必要な業務を行うものとする。(く)

(職務上の進言)

第8条 安全運転管理者は、職務上必要な意見を進言することができる。

2 所属長は、前項の規定により進言のあった場合には、これを十分尊重しなければならない。

## 第2章 公用車等の運転

(公用車の運転資格)

第9条 公用車は、次に定める資格を有する者で所属長の許可を受けた者(以下「運転する者」という。)でなければ運転することができない。(く)

(1) 機関員養成講習に関する要綱(平成22年浜消局達第39号)別表第1に掲げる機関員資格とする。ただし、同要綱第7条に基づく養成講習及び特に必要のある場合で所属長の承認を受けたときはこの限りでない。(く)

(2) 消防活動二輪車運用要領中3に基づく機関員資格とする。(く)

(3) 道交法第39条に規定する緊急自動車(以下「緊急自動車」という。)以外の公用車については、運転する公用車に係る運転免許の交付を受けたもので所属長の承認を受けた

者とする。(く)

(過労等の申出)

第 10 条 運転する者は、過労、病気その他の理由により正常な運転ができないおそれがある場合、その旨を所属長に申し出なければならない。(く)

2 所属長は前項の申し出があったとき又は運転する者が前項の状態にあると認められるときは、当該運転する者の交替等必要な措置を行わなければならない。(く)

(免許停止等の申出)

第 11 条 運転する者は、道交法第 103 条又は第 103 条の 2 の規定により、免許の取り消し、停止又は効力の仮停止の処分を受けたときは、直ちに所属長に申し出なければならない。(く)

2 所属長は、前項の申し出があったとき又は警察機関等からの通報があったときは、消防長に報告するとともに、当該運転する者の交替等必要な措置を行わなければならない。(く)

3 第 1 項に規定する免許の停止又は効力の仮停止の処分を受けた者は、処分の解けた日から 1 ヶ月の指導期間を置くものとする。

(安全運転)

第 12 条 運転する者は、自動車等の性能、道路、交通、天候等の状況に応じ、安全な速度と方法で運転しなければならない。(く)

2 自動車の運転者席横の乗車装置に乗車している小隊長等(以下「車長」という。)は、自動車運転中の事故防止を図るため、運転する者に対して必要な指示及び助言を行わなければならない。(く)

(呼称及び応答運転)

第 13 条 運転する者、車長及び乗員は、運転に際して別表第 1 に掲げるところにより安全運転にかかる呼称及び応答を行わなければならない。(く)

2 車長は、次の各号に掲げるときは乗員を降車させ、又は自ら別表第 2 に掲げるところにより誘導しなければならない。(く)

(1) 後退運転をするとき。

(2) 雑踏の場所で発進するとき。

(3) 道路狭あい、路肩不良などの場所を走行するとき。

(4) その他必要があると認めるとき。

3 運転する者は、前項各号に掲げる場合、必要に応じて自ら降車して安全を確認しなければならない。(く)

(緊急自動車の運転)

第 14 条 緊急自動車を緊急用務のため運転するときは、特に次の各号に留意しなければならない。

- ( 1 ) 信号機が停止若しくは注意を指示するとき又は見通しの悪い交差点に進入しようとするときは、一時停止をし、安全を確認して通過すること。
- ( 2 ) 道交法第 4 1 条第 1 項、第 4 1 条の 2 及び第 7 5 条の 9 第 1 項に規定する緊急自動車等の特例により通行するときは、優先権を過信しないこと。( く )
- ( 3 ) 道路の曲がり角付近、急な坂道、トンネル及び見通しの悪い道路においては、道路中央線の右側部分にはみ出して追越しをしないこと。
- ( 4 ) 緊急自動車相互の追越し又は追抜きは、特に必要がある場合を除き行わないこと。

### 第 3 章 公用車の事故処理

#### ( 交通事故発生時の措置 )

第 15 条 交通事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。( く )

- ( 1 ) 関係法令に定められた措置
- ( 2 ) 事故の拡大防止
- ( 3 ) 事故発生状況の記録及び原因資料の収集保全
- ( 4 ) 所属長及び安全運転管理者への事故概要の報告( く )

2 所属長は、安全運転管理者( 安全運転管理者が不在の場合は、所属長が指定した職員。以下「指定職員」という。)に事故の内容、発生原因等の調査及び事故の処理を行わせるものとする。( か )( く )

3 所属長は、事故概要報告を受けた後、その旨を警防課長及び消防長に報告し、指示を受けなければならない。( く )

#### ( 事故報告等 )

第 16 条 交通事故に係る調査が完了した後、次により報告をすること。( く )

( 1 ) 車長( 車長が同乗しない場合は運転する者 ) は、次に掲げる報告書等により、所属長へ報告すること。( く )

- ア 自動車事故報告( 第 1 号様式 )
- イ 事故概要( 第 2 号様式 )
- ウ 写真( 第 3 号様式 )
- エ その他必要な書類

( 2 ) 安全運転管理者又は指定職員は、事故に係る原因を分析し、事故原因分析結果報告書( 第 4 号様式 ) を交通安全対策会議長へ報告すること。( く )

( 3 ) 所属長は、前第 1 号の報告を受けた後、意見書を添えて警防課長へ報告すること。ただし、運転する者に過失がない場合は、意見書の提出を要しない( く )。

( 4 ) 警防課長は、前第 3 号の報告を受けた後、地方自治法( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 ) 第 9 6 条第 1 項第 1 3 号( 以下「損害賠償」という。)及び第 1 8 0 条第 1 項( 以下「専決処分」という。)の規定に該当する交通事故並びにその他必要と認める交通事故につ

いて、当該報告書により消防長及び消防次長へ報告すること。(く)

2 削除(け)

3 削除(け)

(賠償金請求等の手続き)

第17条 所属長は、賠償金及び損害金の請求を行う場合、「自動車損害共済実務の手引き」に基づき必要な手続きを行わなければならない。(く)

(完了報告)

第18条 安全運転管理者又は指定職員は、交通事故に係るすべての処理が完了した後、関係する書類等を添えて事故処理完了報告書(第6号様式)により所属長へ報告しなければならない。(く)

2 所属長は、第1項の報告を受けたならば、当該報告書により警防課長へ報告しなければならない(く)

#### 第4章 交通安全対策会議

(交通安全対策会議の設置)

第19条 交通安全を推進する諸事項を審議及び計画し、その徹底を図るための交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置するものとする。(い)

(会議の任務)

第20条 会議の任務は、次に掲げるところによる。(い)

(1) 車両管理に関する審議及び調査

(2) 交通安全教育

(3) 事故防止対策の立案

(4) 優良運転者表彰の推薦(部外者表彰の推薦を含む。)

(5) 交通事故者の評価及び制裁の具申

(会議の組織)

第21条 会議は、次に定める会議長、副会議長及び会議員をもって組織する。(い)(え)(か)(く)

(1) 会議長は、警防課長をもって充てる。(い)(え)(く)

(2) 副会議長は、消防局の安全運転管理者をもって充てる。(い)(え)(く)

(3) 会議員は、安全運転管理者及び消防局の課長補佐をもって充てる。(い)(か)(く)

(事務局)

第22条 会議の事務局は、消防局警防課に置く。(い)

(会議の開催)

第23条 会議は、毎年5月、11月及び2月に開催する。ただし、会議長が必要と認める場合は、臨時に開催することができるものとする。(い)(え)(か)

2 会議長が審議上必要と認める場合は、関係者の出席を求めることができるものとする。

(い)

(優良運転者の推薦)

第 24 条 会議は、優良運転者表彰の候補者を審査、決定し、消防長又は消防署長に推薦するものとする。(い)

2 前項の審査の基準等は、別表第 4 に定めるところによる。

(制裁の具申)

第 25 条 会議は、業務上の交通事故及び重大な過失により損害を与えた者に対する制裁の具申を消防長又は消防署長に行うものとする。(い)

## 第 5 章 雑則

(私用車の公務使用)

第 26 条 私用車要綱に基づき私用車を公務に使用する場合、第 1 2 条(「運転する者」を「運転者」、「車長及び乗員」を「同乗者」に読み替える。以下同じ。)及び第 1 3 条を準用し、交通事故防止に努めること。(く)

2 私用車について、公務使用中に交通事故が発生した場合、第 1 6 条及び第 1 7 条第 1 項の規定を準用して報告しなければならない。(く)

(雑則)

第 27 条 その他必要事項は別に定めるものとする。(く)

## 附 則

1 この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 交通事故による車両等損害事故報告書の統一について(昭和 4 6 年浜消達第 3 3 号)は、廃止する。

3 消防職員の公務中における交通事故処理に関する実務要領(昭和 4 7 年浜消達第 1 1 号)は、廃止する。

4 浜松市交通安全運転指導要綱(昭和 6 3 年浜消達第 3 8 号)は、廃止する。

5 緊急出動時の出動について(平成 4 年浜消達第 4 6 号)は、廃止する。

6 交通事故処理について(平成 8 年浜消達第 6 0 号)は、廃止する。

附 則(い)

この要綱は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(う)

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(え)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(お)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(か)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(き)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(く)

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則(け)

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

## 呼称及び応答運転要領

区 分	機 関 員	指 揮 者	留 意 事 項
出 発	1 「出発準備よし」	2 「出発」	全員の安全乗車を確認する。
対面信号 （青）	1 「青信号」	2 「信号よし」	指揮者は機関員の呼称を確認する。
対面信号 （赤）	1 「信号赤」 3 「右よし左よし」	2 「停止」 4 「よし」	1 指揮者は機関員の呼称を確認する。 2 後方確認、歩行者に注意する。
見通しの悪い 交差点又は 一時停止標識 のある交差点	1 「一時停止」 3 「右よし左よし」	2 「停止」 4 「よし」	1 指揮者は機関員の呼称を確認する。 2 後方確認、歩行者に注意する。 3 必要に応じ隊員に誘導させる。
踏切を通過し ようとするとき。	1 「踏切停止」 3 「右よし左よし」	2 「停止」 4 「よし」	
停 車	2 「 に停止」	1 「 に停止」	指揮者は直前停止を避けるように心掛ける。
その他必要な とき	「 に注意」		指揮者は機関員又は乗組隊員に必要な指示をする。

備考 1 表中のゴシック数字は呼称等の順序を示す。

2 機関員は、車長等が同乗しない場合においても呼称運転を行うこと。



別表第2（第13条関係）

公用車誘導要領

区分	動作	用語	警笛
前、後進のとき。	片腕を頭上に挙げ、機関員に手の甲を向け、垂直から後方に動かす。	「前、オーライ」 「後（バック）オーライ」	短笛二声を連続
右又は左に寄せるとき。	片腕を高く頭上に挙げ、たなごころを寄せる方向に向け、垂直からその方向に動かす。	「右（左）オーライ」	
停車のとき。	両腕を高く頭上に挙げ、機関員にたなごころを向ける。	「停止（ストップ）」	長声一声
自動車等と路肩又は、障害物との間隔を示す。	両腕を高く頭上に挙げ、たなごころを向け合わせ、その間隔を示す。	「右（左）あと センチ」 「前（後）あと センチ」	連続短声

備考 機関員は、停車するとき、又は誘導の必要がなくなったときはクラクションの一声で合図をすること。

別表第3（第24条関係）

優良運転者表彰の基準

資格要件	署長表彰	消防長表彰
機関員としての業務運転暦	5年以上	15年以上
公私を問わず過去無事故無違反の年数 被害事故は、原則、事故に含まない。	5年以上	15年以上
運転技術及び運転マナーが他の職員の模範であること。	-	-

消防長表彰の候補者は、過去に署長表彰を受けた者から推薦すること。